

第1章 ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要

第1節 協定成立の経緯

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定 : GENEVA ACT OF THE HAGUE AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS」(以下、「ジュネーブ改正協定」という。)は、以下の経緯により成立しています。

1. ジュネーブ改正協定成立以前

本協定は、1925年にハーグにおいて、「意匠の国際寄託に関するハーグ協定 : HAGUE AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL DEPOSIT OF INDUSTRIAL DESIGNS」として採択され、1928年に発効しました。各国ごとに行われていた意匠出願手続を同協定の加入国間で一括して行えるようにすることを目的として、パリ条約の特別取極(第19条)として創設されたものです。

その後、1934年にロンドンで、また1960年にハーグにおいて、改正協定がそれぞれ採択されました。

しかし、意匠出願に際し、審査を行う審査主義国と審査を行わない無審査主義国と、各国の制度の違いが存在するなか、1934年の改正協定は、無審査主義国の制度を念頭において作成されたものであったことから、我が国をはじめとする審査主義を採用する国の加入は困難でした。

また、1960年の改正も審査主義国の加入増加を期待して行われた改正でしたが、各国における効力の拒絶を通報する期間が6か月と短いこと等が障害となり、審査主義国の加入は進みませんでした。

2. ジュネーブ改正協定成立以降

ジュネーブ改正協定は、これまでの改正協定を修正・補完するものとして、審査主義国等の更なる加入を促し、より多くの国が利用できる意匠の国際登録制度を目指して、1999年7月にジュネーブで採択され、2003年12月に発効しました。

ジュネーブ改正協定では、拒絶通報期間を各国の宣言により6か月から12か月に延長できる等、審査主義国に配慮した規定が設けられたことを受けて、日本でも加入に向けた議論が進み、2014年5月の国会での本協定加入が承認されました。その後、2015年2月13日に国際事務局に加入書を寄託し、3か月後の5月13日に日本において本改正協定が発効しました。

現在、1934年ロンドン改正協定、1960年ハーグ改正協定及び本ジュネーブ改正協定の3つの協定が併存していますが、1934年ロンドン改正協定については、2010年1月1日から凍結され、2016年10月18日に終結されました。

ジュネーブ改正協定には、2024年4月1日現在、73の国及び政府間機関が加入しています。

第2節 ジュネーブ改正協定の制度概要

1. 国際出願の効果

国際出願は、国際登録日から、各指定締約国において、その締約国の官庁に直接した意匠出願と同一の効果を有します。 [協定14条(1)]

2. 国際出願日

国際事務局へ直接出願する場合(直接出願)は、国際事務局が国際出願を受理した日が国際出願日になります。 [協定9条(1)]

締約国の官庁を通じて国際出願を行う場合(間接出願)は、各官庁が国際出願を受領した日が国際出願日になります。ただし、国際事務局が、各官庁の出願書類受領日から1か月以内に書類を受理しなかった場合は、国際事務局の受領日が国際出願日となります。 [協定9条(2)、規則13(3)]

なお、国際事務局が国際出願を受理した時に、その国際出願に出願日の延期を要する不備があるとして出願人に対し不備の補正を求めた場合、国際出願日は、国際事務局がその不備の補正を受理した日に繰り下がります。

[協定9条(3)、規則14(2)]

3. 国際登録

国際事務局は出願書類を受理すると直ちに国際出願の対象である各意匠を登録します。ただし、国際事務局が、受理した出願がジュネーブ改正協定又は規則の要件を満たさないとして出願人に必要な補正を求めた場合には、必要な補正の受理をもって国際登録されます。 [協定10条(1)]

4. 国際登録日

原則、国際登録日は国際出願の出願日になります。ただし、協定5条(2)の規定に関連する不備(追加される必須の内容に関連する不備)がある場合には、国際登録日は国際事務局が当該不備の補正を受理した日又は国際出願の出願日のいずれか遅い日となります。

[協定10条(2)、5条(2)]

5. 国際登録簿

国際事務局は、国際出願に不備がない場合には、その意匠を国際登録簿に登録し、名義人に国際登録の証明書を送付します。 [規則15(1)]

6. 国際公表

国際登録は、国際事務局が発行する公報により公表されます。

国際公表は、国際登録日から原則12か月後ですが、出願時の請求により、登録後直ちに公表すること(即時公表)、又は公表を延期することが可能です。また、国際公表前又は延期期間中に即時公表を請求することも可能です。延期期間は、国際出願の日又は優先日から最大30か月です。 [規則16(1)(a)、17(1)]

ただし、公表の延期を国内法が認めていない締約国もあり、延期可能な期間が各国で異なりますので注意が必要です。複数の締約国を指定する国際出願については、全指定締約国が公表の延期を認めている場合に限り延期が可能です。延期期間が異なる締約国を指定した場合は、それらの期間のうち最も短い期間の満了時に公表が行われることになります。 [協定11条]

7. 国際登録の効果の拒絶

各指定締約国の官庁(指定官庁)は、国際公表日から定められた拒絶の通報期間内であれば、各国国内法の保護要件に基づき国際登録の効果を拒絶することができます。

国際登録は、拒絶の通報期間内に拒絶の通報がなされない場合には、遅くともその期間満了の日から、当該指定締約国が規則に基づいて宣言を行った場合には遅くとも当該宣言において特定された時から、また、拒絶の通報後、拒絶理由が解消して拒絶の通報が取り下げられた場合にはその取下の日から、各指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有します。 [協定14条(2)]

8. 国際登録に関する変更

国際登録の名義人は、更新手数料の納付、権利移転等といった国際登録以後の意匠権管理についても国際事務局に対して手続を行えばよく、その手続には各指定官庁に行ったものと同等の効果が与えられます。

9. 国際登録の存続期間

国際事務局による意匠の登録は、国際登録日から5年間にわたって効力を有しますが、所定の手数料の支払いを条件として、5年ごとに更新することができます。

[協定17条(1)、(2)]

指定締約国における保護の存続期間は、国際登録が更新されることを条件に、国際登録日から起算して15年ですが、指定締約国の国内法における意匠の保護期間が15年よりも長い場合には、当該指定締約国の保護期間と同一となります。

[協定17条(3)]

第3節 ジュネーブ改正協定に基づく国際出願のメリット

1. 手続の簡素化

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願では、国際事務局への一つの出願手続で、複数の締約国に出願した場合と同等の効果を 얻을ことができるため、各国に願書を作成し、提出する必要がありません。

また、出願する意匠が国際意匠分類の同じ類に属する場合、一つの出願に最大100の意匠を含むことが可能です。

2. 容易な書類作成

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願では、各国の公用語にかかわらず、所定の様式を用いて英語、フランス語又はスペイン語のうち国際出願時に選択した言語で手続を行うことができます。

そのため、各国の国内手続が求める異なる書類様式、言語により出願する必要がないことから、より簡易に書類を作成することができます。

3. 権利管理の簡便化

ジュネーブ改正協定では、国際登録の権利は国際事務局において一元管理されます。

よって、5年ごとの権利更新や国際登録の変更(所有権の移転、名称変更、放棄、限定等)の手続を、各国に行う必要はありません。

4. 経費の削減

各国に直接出願を行う場合は、各国が指定する様式を用いて各国の言語で出願書類を作成する必要があるため、代理人の報酬や翻訳等の費用がそれぞれ必要になります。

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願は、代理人を選任せずに出願することが可能であり、基本的には各国別の代理人の選任は不要であるため、そのための代理人費用は発生しません。

ただし、指定締約国での実体審査の結果、拒絶の通報が通知され、その応答を指

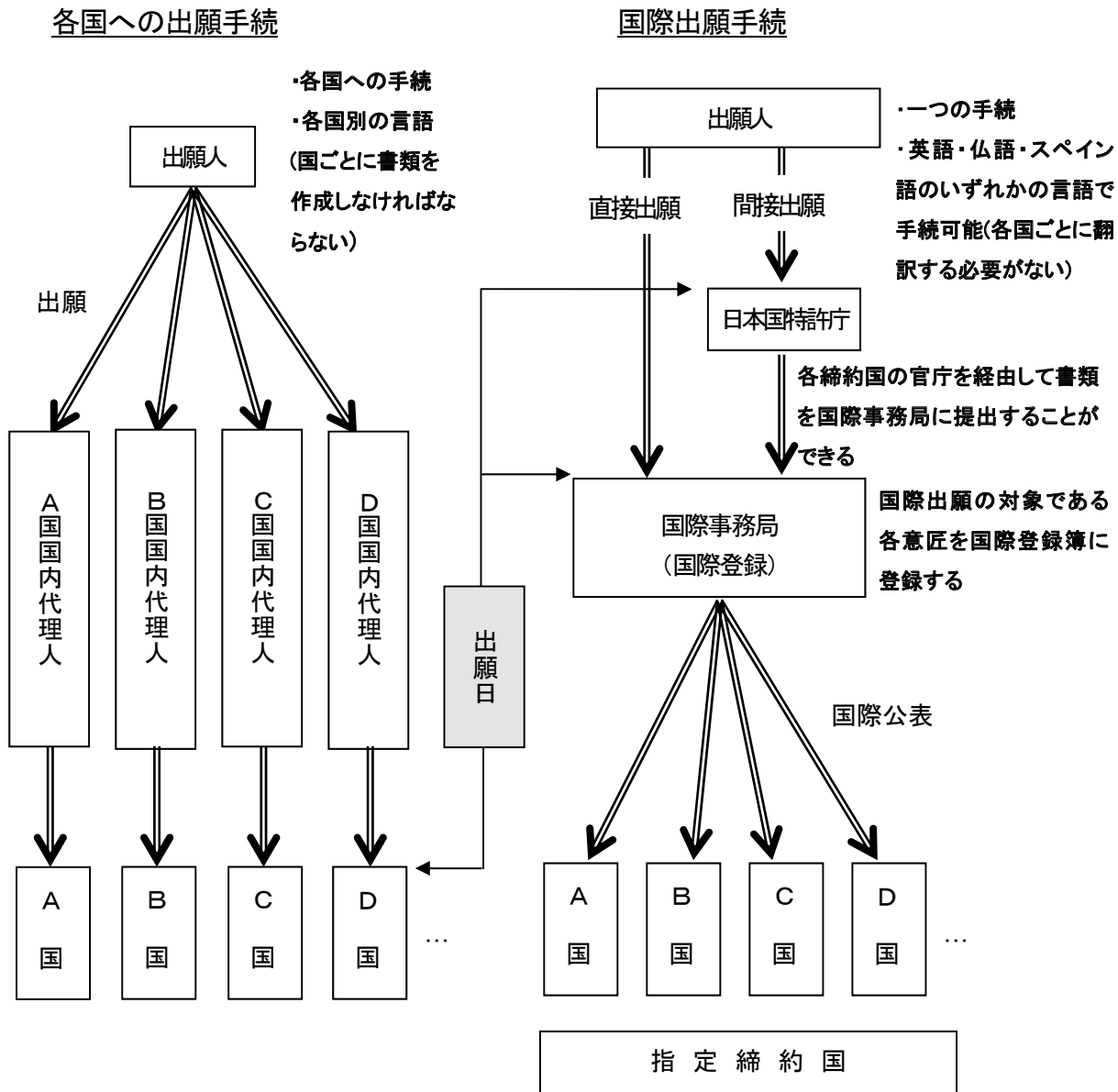
定締約国に行う場合等には、その国の代理人の選任が必要となる場合があります。

5. 迅速な審査

ジュネーブ改正協定では、指定官庁が拒絶の理由を発見した場合、国際公表から6か月（又は、実体審査国の場合各国の宣言により12か月）以内に国際事務局に対して拒絶の通報を送付しなければなりません。

各国に直接出願をする場合には、このような審査期間の制限のない国もありますが、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願においては、登録の可否がわかる時期が明確です。

第4節 各国への出願と国際出願との手続比較



第5節 ジュネーブ改正協定の規定概要

ジュネーブ改正協定は、序及び本文34か条から構成されています。

1. 序 [協定1条から2条]

ジュネーブ改正協定で用いる語の略称を定め、本協定と締約国の国内法や他の知的財産権に関する国際条約 (TRIPS 協定、パリ条約等) との関係について定めています。

2. 第1章 国際出願及び国際登録 [協定3条から18条]

国際出願をする資格及び手続、国際出願の願書に含めるべき内容等、国際出願の手続について規定しています[協定3条から6条]。

また、出願にあたって優先権の主張を伴う出願の扱い[協定6条]や所定の指定手数料[協定7条]や不備がある出願の補正方法や補正がなされない場合の扱い[協定8条]、国際出願日の認定方法[協定9条]について規定しています。

さらに、国際事務局による国際登録の手続及び国際登録日の認定や公表について、また、公表前の国際出願や国際登録の扱い及び指定官庁に送付される写しの扱い、公表の延期[協定10条から11条]、指定締約国が各国の国内法に基づいて国際登録を拒絶できる旨の規定及び拒絶を行う場合の手続[協定12条]や意匠の単一性に関する要件[協定13条]、国際登録の効果、無効の決定の扱いや変更等があった場合の国際登録簿の記録[協定14条から16条]、国際登録の保護の期間と更新[協定17条]、公表された国際登録に関する情報提供[協定18条]等について規定しています。

3. 第2章 管理規定 [協定19条から24条]

二以上の国で共通の官庁を有する締約国に関する規定、ハーグ同盟を構成する国に関する規定、総会の構成、任務、投票における定足数や決定方式、国際事務局の職務、本協定に関する予算や手数料等について定める財政規定、本改正協定の実施に関する細目について定めた規則等について規定しています。

4. 第3章 改正及び修正 [協定25条から26条]

本協定の改正及び修正の手続や決定に至るための要件や効力発生等について規定しています。

5. 第4章 最終規定 [協定27条から34条]

本協定の締約国となるための手続、効力発生、留保の禁止、締約国が行う宣言、1934年改正協定と1960年改正協定の適用関係、廃棄、寄託者等について規定しています。

なお、1934年改正協定は2010年1月1日から凍結され、2016年10月18日に終結されました。本協定と1934年改正協定又は本協定と1960年改正協定の双方の締約国同士の関係では、原則、本協定のみが適用されることとなりますが、本協定と1934年改正協定又は本協定と1960年改正協定の双方の締約国である国と34年又は60年いずれかにのみ加入している国との関係においては、34年又は60年改正協定が引き続き適用される旨規定しています。

また、1934年改正協定に基づいて、2010年1月1日以前になされた指定の更新、及びそれら指定についてのいかなる変更の国際登録簿への記録も、1934年改正協定に基づく最長保護期間15年間は、依然として可能です。